

「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」 開催要綱（案）

（目的）

第1条 危険物の輸送に関わる労働者団体や全国消防長会危険物委員会から、物流の効率化、危険物情報の伝達、新たな輸送形態の扱い、危険物輸送に関する課題や要望が示されている。

また、消毒用アルコールの需要の増加により、高濃度アルコールの運搬容器について平時と異なる取扱いを求める声がある。

これらの状況を踏まえ、危険物輸送の動向を踏まえた安全対策を調査検討することを目的として、「危険物の輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」（以下「検討会」という。）を開催するものである。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの簡素化に関する事項
- (2) コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法に関する事項
- (3) 海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬に関する事項
- (4) 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方に関する事項
- (5) 消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送に関する事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が任命する。

- 2 検討会に委員長を置き、委員長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 委員長は、検討会を主宰する。また、委員長に事故がある時は、委員長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 委員長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、委員長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（任期）

第4条 委員長及び委員の任期は、任命日から令和5年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は委員長が、これを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、令和4年10月17日から実施する。

**「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」
委員名簿**

氏名	所属等
江 口 真	東京消防庁 予防部 危険物課長
金 子 正 和	川崎市消防局 予防部 危険物課長
小 林 恭 一	東京理科大学 研究推進機構 総合研究院 教授
高 橋 典 之	危険物保安技術協会 業務部長
高 橋 文 夫	一般社団法人 日本化学工業協会 環境安全部 部長
田 口 昭 門	一般財団法人 日本舶用品検定協会 顧問
田 中 弘 人	日本危険物物流団体連絡協議会 事務局長
徳 重 諭	一般社団法人 日本化学品輸出入協会 化学物質安全・環境部長
平 田 成	公益社団法人 日本包装技術協会 包装技術研究所 包装材料研究室長
松 原 美 之	東京理科大学 研究推進機構 総合研究院 教授

(敬称略、五十音順)

事務局 消防庁危険物保安室